

ID: 1848

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	移動等円滑化施設協定の認可(第41条第3項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
<b>法令番号</b>	平成18年法律第91号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第41条第3項及び第43条第1項の規定による。                  (移動等円滑化経路協定の締結等)</p> <p>第41条</p> <p>3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。                  (移動等円滑化経路協定の認可)</p> <p>第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。                  (2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。                  (3) 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。</p>			
<b>標準処理期間</b>	40日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日